

# 笠間市の税・料金が PayPay・LINE Pay・PayB で納付できます

◀ 対象税・料金 ▶ 市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所保育料・児童クラブ保護者負担金・水道料金・公共下水道使用料・農業集落排水使用料



必要なものは“スマホ”と  
“PayPayアプリ”だけ！

※お支払いはPayPay残高のみ  
となります。  
クレジットカードでのお支払いは  
できませんので予めご了承ください。

## STEP 1 STEP 2 STEP 3

アプリのホーム画面にある  
「スキャン」をタップ



払込票の  
バーコードを読み取る



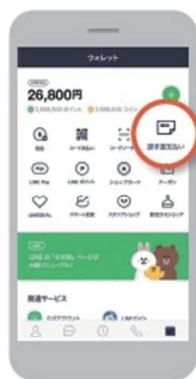
支払金額を確認し  
「支払う」をタップ



## LINE Pay

### 請求書支払い

30秒で完了!  
まずは登録



お財布マークの  
「ウォレット」タブ内  
「請求書支払い」をタップ



立ち上がったコードリーダーで  
お手元の請求書のバーコードを  
読み込む



内容を確認して  
支払い完了!

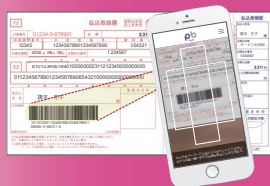
※お支払いには事前にLINE Payへのご登録とチャージが必要です。



コンビニに行かなくても  
これからはスマホでかんたんお支払い！

- ✓ どこでもかんたん決済
- ✓ バーコードをスキャンするだけ
- ✓ 利用はもちろん無料

払込票支払いの新たなお支払いサービス☆  
事前登録した銀行口座からリアルタイムにお支払い可能☆



4ステップでかんたんにお支払い

- 1 アプリをダウンロード (無料)
- 2 氏名、生年月日 お支払方法などを事前登録
- 3 バーコードをスキャンし 任意の暗証番号を入力
- 4 お支払い完了!

※PayBはビリングシステム(株)が提供するスマートフォンアプリです。

### ご利用可能金融機関



■アプリのダウンロードはこちらのQRコード、  
もしくは「PayB」で検索してください。  
■ご利用可能金融機関は順次拡大予定です。

【PayB ホームページ】 <http://payb.jp/> 【PayB コールセンター】 ☎ 03-6457-9459 (24時間受付)

※各請求書払いのスマートフォン画面イメージについては、変更となる場合があります。使用方法等詳細は、各社ホームページをご覧ください。

◆ スマホ収納に関するQ&A ◆

Q1. スマホアプリで収納できる金額の上限はあるか

A1. 納付書1枚につき30万円までが納付可能です。

Q2. スマホアプリで収納した際、ポイントは付与されるのか

A2. 利用するアプリによって規定が異なりますので、詳細については各アプリ運営会社にご確認ください。

Q3. スマホアプリでの収納について、領収書は発行されるか

A3. 領収書は発行されません。

軽自動車税の車検用の納税証明書も発行されませんので、市役所窓口で申請してください。(無料)ただし、納税証明書の発行手続きには、納付手続き完了後、納付確認に通常2週間程度かかりますので、(スマートフォン等の支払履歴画面等では納税証明書の発行はできません。)納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、納付書裏面記載の金融機関・市役所・コンビニエンスストアで納付し、領収書を持参のうえ申請してください。

Q4. スマホアプリによる今までの納付状況はどこで確認できるのか

A4. 納付履歴はアプリ内の「支払履歴」から確認できます。

Q5. スマホアプリで納付したのに督促状が届いた

A5. スマホアプリでの納付は、収納確認に通常2週間ほどかかりますので、その間に督促状を送付する場合があります。ご了承ください。

Q6. 窓口でスマホアプリを使って納付できるか

A6. 市役所窓口やコンビニ店頭では納付できません。アプリを通してご利用ください。

Q7. 一度スマホアプリで納付すると、それ以降自動で納付がされるか

A7. スマホアプリによる納付は、納付書ごとの都度払いになりますので、次回以降も納付の手続きが必要になります。

Q8. スマホアプリをアンインストールしてしまった。納付履歴は消えるのか

A8. 再度スマホアプリをインストールしていただき、同じアカウントでログインすることで過去の納付履歴をご覧いただけます。

Q9. スマホアプリで納付することが出来ないのはどういう場合か

A9. 「納付書が納期限を過ぎている」「コンビニ納付用のバーコードが印字されていない、または破損や汚損などでバーコードが読み取れない」「納付金額が訂正されている」等の場合です。

※その他、スマホアプリの使用法・お問い合わせ等については、各社ホームページをご確認ください。

お問合せ先

笠間市収税課 電話:0296-77-1101

各税・料金内容について

- <税 務 課> 市県民税・固定資産税・軽自動車税
- <保険年金課> 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
- <高齢福祉課> 介護保険料
- <子ども福祉課> 保育所保育料・児童クラブ保護者負担金
- <水 道 課> 水道料金
- <下 水 道 課> 公共下水道使用料・農業集落排水使用料